

盛岡広域振興局長告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年12月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 雫石東八幡平線
- 2 供用開始の区間 岩手郡雫石町長山猿子65番1地先から113番15地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年12月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和5年12月22日から令和6年1月22日まで